別表十一(一の二)
「一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」

記載要領はこちら

法第52条第1項第3号《貸倒引当金》に掲げる法人(同条第6項の規定を適用する場合にあっては、適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に同号に掲げる法人に該当するもの)が有する金銭債権のうち令第96条第9項各号《貸倒引当金勘定への繰入限度額》に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金銭債権以外のもの及び法人との間に完全支配関係がある他の法人に対する金銭債権は、貸倒引当金の繰入対象となりませんので、ご注意ください。

普通法人又は協同組合等が公益法人等に該当することとなる場合のその普通法人又は協同組合等のその該当することとなる日の前日の属する事業年度については、法第52条第2項の規定は適用されませんのでご注意ください。

中小企業者の判定等フローはこちら

「当期繰入額1」

当期において損金経理により一括評価金銭債権に係る貸倒引当金勘定へ繰り入れた金額を記載します。

「法定の繰入率5」

分子の空欄には、中小企業者等が貸倒引当金の繰入限度額を計算する場合の繰入率を、その営む主たる事業の区分に応じ、それぞれ次により記載します。

なお、中小企業者等のうち中小法人にあっては、適用除外事業者に該当するものを除きます。

中小企業者等の判定については、「中小企業者の判定等フロー」(P4)をご参照ください。

事業	卸売及び小売業	製造業	金融及び保険業	割賦販売小売業等	その他の事業
分子の数	10	8	3	7	6

「繰入限度額((2)×(3))又は((4)×(5))6」

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により記載します。

(1) 中小企業者等以外の法人の場合

((2)×(3))~~又は((4)×(5))~~

(2) 中小企業者等の場合

貸倒引当金の繰入限度額の計算においてよることとなる次の繰入率の場合の区分に応じ、それぞれ次によります。

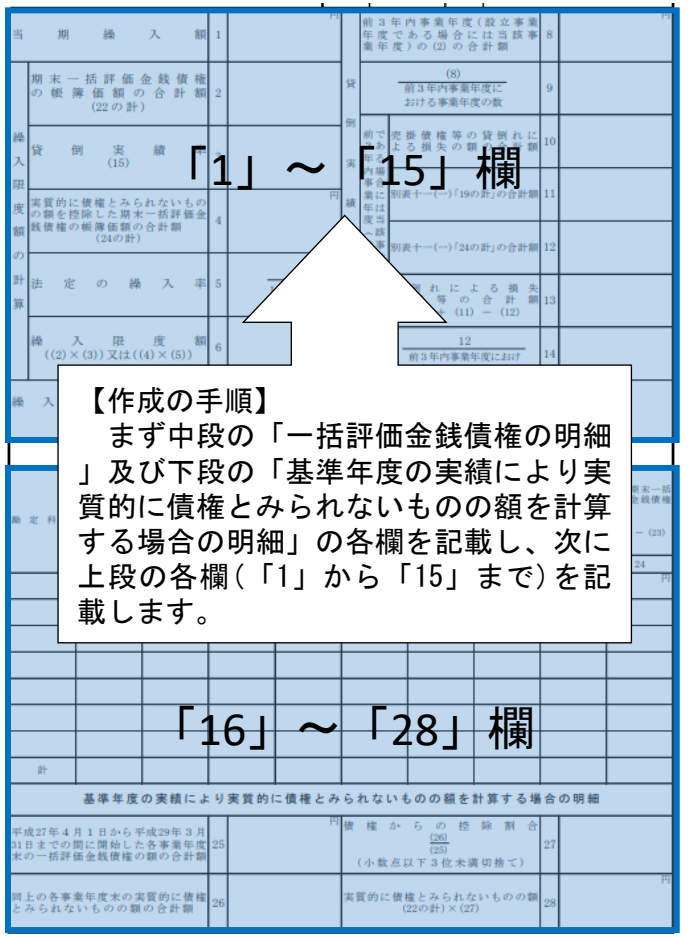
イ 「貸倒実績率3」による場合

((2)×(3))~~又は((4)×(5))~~

ロ 「法定の繰入率5」による場合

~~((2)×(3))又は~~((4)×(5))

当期繰入額		1	円
繰入限度額の計算	期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額(22の計)	2	
	貸倒実績率(15)	3	
	実質的に債権とみられないものの額を控除した期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額(24の計)	4	円
	法定の繰入率	5	1,000
	繰入限度額((2)×(3))又は((4)×(5))	6	円
繰入限度超過額(1)－(6)		7	



「1」～「15」欄

「16」～「28」欄

【作成の手順】

まず中段の「一括評価金銭債権の明細」及び下段の「基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細」の各欄を記載し、次に上段の各欄(「1」から「15」まで)を記載します。

別表十一(一の二)
「一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」

貸倒実績率の計算	前３年内事業年度(設立事業年度である場合には当該事業年度)の(2)の合計額	8	円	
	(8) / 前３年内事業年度における事業年度の数	9		
	前３年内事業年度(設立事業年度である場合には当該事業年度)の	売掛債権等の貸倒れによる損失の額の合計額	10	
		別表十一(一)「19の計」の合計額	11	
		別表十一(一)「24の計」の合計額	12	
		貸倒れによる損失の額等の合計額 (10)＋(11)－(12)	13	
	(13)×12 / 前３年内事業年度における事業年度の月数の合計		14	
	貸倒実績率 (14)/(9) (小数点以下４位未満切上げ)		15	

「前3年内事業年度(設立事業年度である場合には当該事業年度)の(2)の合計額8」
当期首前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度(以下この別表の留意点において「前3年内事業年度」といいます。)分の別表十一(一の二)の「期末一括評価金銭債権の額22」の「計」の額の合計額を記載します。
なお、当期が設立事業年度である場合には、当期のこの別表の「期末一括評価金銭債権の額22」の「計」の金額を記載します。
(注) 金融に関する取引に係る金銭債権を有する法第52条第1項第3号《貸倒引当金》に掲げる法人については、当期の一括評価金銭債権の繰入限度額の計算上適用した金銭債権の範囲と同一の範囲に係る金額を記載します(以下「10」から「12」までの各欄も、同様に記載します。)。

「売掛債権等の貸倒れによる損失の額の合計額10」
前3年内事業年度分の令第96条第6項第2号イ《貸倒引当金勘定への繰入限度額》に掲げる売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権の貸倒れによる損失の額の合計額により計算した金額を記載します。
なお、当期が設立事業年度である場合には、当期の売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権の貸倒れによる損失の額を記載します。

「別表十一(一)「19の計」の合計額11」
当期首前3年以内に開始した各事業年度分の別表十一(一)の「貸倒れによる損失の額等の合計額に加える金額18」の「計」の金額の合計額により計算した金額を記載します。
なお、当期が設立事業年度である場合には、当期の別表十一(一)の「19」の「計」の金額を記載します。

「別表十一(一)「24の計」の合計額12」
前3年内事業年度分の益金算入額のうち、前3年内事業年度分の別表十一(一)の「(22)又は(23)に金額の記載がある場合の(21)の金額24」の「計」の合計額により計算した金額を記載します。

別表十一(一の二)
「一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」

「勘定科目」
売掛金、貸付金等貸倒引当金の対象となる売掛債権等を、その勘定科目ごとに記載します。

「期末残高16」
売掛金、貸付金等について、法人の決算計上額(取立不能見込額として計上されている金額を含みます。)を記載します。
取立不能見込額が売掛債権等の種類ごとに区分されていない場合には、その取立不能見込額を「勘定科目」に「取立不能見込額」と記載し、その金額を「期末残高16」に一括して記載します。
なお、消費税につき税抜経理方式を採用している法人であっても、消費税込みの決算計上額を記載します。

「売掛債権等とみなされる額及び貸倒否認額17」
法人の決算上売掛債権等として表示されていないが税務計算上売掛債権等とされるものがある場合又は貸倒損失としたもののうち税務計算上貸倒れとして認められないものがある場合に、その期末現在高を記載します。

「平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額25」
中小企業者等が措置法第57条の9第1項《中小企業者等の貸倒引当金の特例》の規定の適用を受ける場合に、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各期末における同項に規定する一括評価金銭債権の額の合計額を記載します。

一括評価金銭債権の明細

勘定科目	期末残高 16	売掛債権等とみなされる額及び貸倒否認額 17	(16)のうち税務上貸倒れがあったものとみなされる額及び売掛債権等に該当しないものの額 18	個別評価の対象となった売掛債権等の額及び非適格合併等により合併法人等に移転する売掛債権等の額 19	法第52条第1項第3号に該当する法人の令第96条第9項各号の金銭債権以外の金銭債権の額 20	完全支配関係がある他の法人に対する売掛債権等の額 21	期末一括評価金銭債権の額 (16)+(17)−(18)−(19)−(20)−(21) 22	実質的に債権とみられないものの額 23	差引期末一括評価金銭債権の額 (22)−(23) 24
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計									

「個別評価の対象となった売掛債権等の額及び非適格合併等により合併法人等に移転する売掛債権等の額19」
別表十一(一)の「19」に金額の記載がある場合の同表の「個別評価金銭債権の額6」の合計額を記載します。

「基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細」の各欄
法人が簡便計算法を選択した場合に記載します。

基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細

平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額	25	円	債権からの控除割合 (26)/(25) (小数点以下3位未満切捨て)	27	
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額	26		実質的に債権とみられないものの額 (22の計)×(27)	28	円

「同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額26」
平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各期末における実質的に債権とみられないものの額について、この別表の「一括評価金銭債権の明細」の「実質的に債権とみられないものの額23」の金額の計算に準じて算出した税務計算上の金額の合計額を記載します。

「実質的に債権とみられないものの額23」
(1) 措置法第57条の9第1項及び措置法令第33条の7第3項《中小企業者等の貸倒引当金の特例》の規定による簡便計算法(以下(2)において「簡便な計算方法」といいます。)を選択しなかった場合には、例えば同一の相手先に対する売掛金と買掛金とがある場合におけるその売掛金の金額のうち買掛金の金額に相当する金額のように、実質的に債権とみられない金額を記載します。
(2) 簡便な計算方法を選択した場合には、下段の「基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細」の「実質的に債権とみられないものの額28」の金額を「計」に移記し、その他の各空欄の記載は必要ありません。